

## 滋賀県産業支援プラザ奨学金返還支援制度導入促進支援金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、中小企業等の魅力向上と若手中核人材の確保・定着につなげるため、奨学金返済支援制度導入企業に対し、滋賀県産業支援プラザ(以下、「支援プラザ」という。)が実施する奨学金返還支援制度導入促進支援金(以下「支援金」という。)の交付の手続き等を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 中小企業等

次のいずれかに該当し、申請日時点で既に事業を営んでいる者をいう。

- ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)で、県内に事務所または事業所を有する者
- イ 県内において事業を行う者で、前号における中小企業者に準ずる者

#### (2) 奨学金等

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)および大学院などの教育機関における修学を支援するために貸与される学資金等のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構(以下「学生支援機構」という。)が貸与する奨学金
- イ 地方公共団体、大学および民間企業・団体などが貸与する奨学金(ただし、奨学金の制度の趣旨から補助金の対象外とすることが必要と支援プラザが別に認めたものを除く。)

#### (3) 支援制度

支援金の交付の対象となる事業者(以下「支援事業者」という。)が、雇用する従業員に周知している就業規則、賃金規則、専用の規程など明文化された文書(以下「内部規程等」という。)に基づき行うものであって、以下に該当するものをいう。

- ア 従業員本人が債務者となっている奨学金の返済に係る負担を軽減するもの。
- イ 従業員に対して年1回以上、通貨(現金または口座振込等)によって給付するもの、または該当従業員に代わって奨学金の債権者に対して年1回以上直接返済する(以下「代理返還」という。)もの。

#### (4) 職業紹介事業者

職業安定法第4条第1項に基づき「求人および求職の申し込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることを業として行う者」をいう。具体的には、求人・求職の情報を提供する事業者を指し、求人情報サイト運営者や求人誌発行者などをいう。

### (支援事業者)

第3条 支援事業者は、滋賀県内に事業所を有する中小企業等であって、支援事業を実施する

者とする。ただし、以下に該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 国、県および市町（共済組合を含む。）が所有、管理または運営する施設
- (2) 県税に未納がある者
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
  - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
  - ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
  - ④ 発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
  - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ② 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑥ ①～⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業およびそれらに類似する業種を営む者
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (7) 事業を営まない法人格のある自治会等
- (8) その他、支援金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがある者

2 第1項における「大企業」とは、中小企業者以外の企業をいう。

#### （支援事業）

第4条 支援事業は、若手中核人材の確保・定着につなげるために中小企業が従業員に対して支援制度導入に向けて行う事業とし、以下の要件を満たす支援事業に対して支援金を支給するものとする。

- (1) 学生支援機構等に対し支援制度導入の利用申請を行い、利用企業等専用ページのID・パスワード、企業等補助番号及び認識番号（ID／パスワード）を取得するこ

と。ただし、代理返還制度を行わず、従業員に直接支給する返還支援を行う場合はこの限りでない。

- (2) 支援事業者が、雇用する従業員に周知している内部規程など明文化された文書に支援制度が明記されていること。ただし、従業員10人未満で就業規則を作成していない場合は、支援制度に関する規定を整備していること。
- (3) 職業紹介事業者（ハローワークを除く）に応募、または滋賀県が主催するWORKしが博等に参加し求人活動を行うこと、または参加申込していること。
- (4) 自社のホームページや上記項目求人活動の求人票等で、支援制度導入を明示していること。

2 支援事業は、令和8年2月以降着手し、令和9年3月31日までに完了したものを対象とする。

#### （支援金の額）

第5条 支援金額は一律50,000円とする。

#### （交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする支援事業者は、滋賀県産業支援プラザ奨学金返還支援制度導入促進支援金交付申請書（様式第1号）を支援プラザが別に定める日までに提出しなければならない。

#### （交付決定）

第7条 支援プラザは、第6条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等を行うものとし、その審査等の結果に基づき、支援金の交付の可否を決定するものとする。なお、支援プラザは、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、または条件を付して支援金の交付の可否を決定できるものとする。

2 支援プラザは、前1項の支援金の交付の可否を決定したときは、速やかにその内容および付した条件を当該申請者に通知するものとする。

#### （交付申請の取下げ）

第8条 支援事業者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、支援プラザが別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

#### （交付申請の変更、中止または廃止）

第9条 支援事業者は、交付決定された事業計画の内容を変更しようとするときは、滋賀県産業支援プラザ奨学金返還支援制度導入促進支援金事業計画変更申請書（様式第2号）を支援プラザに提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 支援事業者は、支援事業を中止し、または廃止しようとするときは、滋賀県産業支援プラザ奨学金返還支援制度導入促進支援金に係る支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を支援プラザに提出しなければならない。

3 支援プラザは、前2項の申請に対し、申請事項を承認したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援事業遂行の義務)

第10条 支援事業者は、支援金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行う義務を負うものとする。

(支援事業の実績報告)

第11条 支援事業者は、支援事業が完了したときは、支援プラザが別に定める日までに、奨学金返還支援制度導入促進支援金実績報告書(様式第4号)を、支援プラザに提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 支援プラザは、その支援事業に関して支援金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、当該交付決定の全部または一部を取消することができる。

2 支援プラザは、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該支援事業者に通知するものとする。

(支援金の請求、交付)

第13条 7条2項の規定による通知を受けた支援事業者が、支援金の交付を受けようとするときは、奨学金返還支援制度導入促進支援金交付請求書(様式第5号)を、支援プラザに提出しなければならない。

2 支援プラザは前項による請求に基づき、支援金を支援事業者に交付するものとする。

(支援金の返還)

第14条 支援プラザは、第12条1項の取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、別に定める期日までに返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第15条 支援プラザは、支援事業の適正を期するため必要があるときは、支援事業者に対して報告させ、またはその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査することができる。

(支援金の経理)

第16条 支援事業者は、支援事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第17条 この要領により支援プラザに提出する書類の部数は、1部とする。

(データ等の提供)

第18条 支援プラザは、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、支援事業者に対し、返還支援制度等のデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。

2 支援事業者は、支援プラザが前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(支援事業の公表)

第19条 支援プラザは、支援事業内容や効果等を公表することができる。

(雑則)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は支援プラザが別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の事業から適用する。